

社会福祉法人上牧町社会福祉協議会 広報誌広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人上牧町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が発行する広報誌（かんまき社協だより）への広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 本会の広報誌に掲載する広告は、本会の趣旨目的に反せず、次のいずれにも該当しないものとする。なお、広告を掲載中または過去に掲載実績があっても以下に該当することが発覚した場合は以後同様とする。

- (1) 法令等で禁止され、又は法令に抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (3) 福祉サービスの向上を妨げるおそれのあるもの
- (4) 人権侵害のおそれのあるもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (6) 当該広告事業の内容を本会が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- (8) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- (9) 本会の広告事業の円滑な運営に支障を来すもの
- (10) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) その他本会が広告掲載を行う広告として不適切であると本会事務局長が認めるもの

(掲載の申込み及び決定)

第3条 広告の掲載を希望する者（以下、「申込者」という。）は、本会広告掲載申込書（様式第1号）を本会会長へ提出するものとする。

- 2 本会会長は、前項の申込みがあった場合、速やかに審査のうえ掲載の可否を決定する。
- 3 掲載の可否については、広告掲載決定通知書（様式第2号）または広告不掲載決定通知書（様式第3号）により申込者へ通知するものとする。

(掲載料)

第4条 広告にかかる掲載料は下表のとおりとする。

	掲載サイズ	金額
1	縦60mm×横80mm（1枠）	5,000円
2	縦60mm×横160mm（2枠）	9,000円

- 2 申込者は、広告を掲載しようとする月の前月末日までに掲載料を支払わなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第5条 広告原稿は、申込者が作成し、発行月の前月15日までに本会へ提出しなければならない。

(その他)

第6条 この要領に定めるものの他必要な事項は本会会長が別に定めるものとする。

(様式第1号)

社会福祉法人上牧町社会福祉協議会 広報誌「かんまき社協だより」広告掲載申込書

平成 年 月 日

社会福祉法人上牧町社会福祉協議会
会長 今中富夫 殿

申込者 住 所 _____
名 称 _____
代表者
職氏名 _____
電話番号 _____
E-mail _____
担当者 _____

社会福祉法人上牧町社会福祉協議会広報誌「かんまき社協だより」への広告掲載を下記により申し込みます。

記

- 1 掲載希望月 平成 年 月発行
- 2 掲載希望枠 枠
- 3 掲載希望面 裏表紙 ・ 中 面
- 4 広告料金 ¥ _____ (内訳 _____ (税込み) 円× _____ 枠)
- 5 広告原稿 別紙のとおり
- 6 その他 社会福祉法人上牧町社会福祉協議会広報誌広告掲載要領を遵守します。